

# 門川町子ども読書活動推進計画（第四次）

～ 感性豊かな子どもたちの育成を目指して ～



令和8年3月

門川町・門川町教育委員会

## 目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
第2章	計画の基本的な考え方	2
1	計画策定の目的	2
2	基本方針	2
3	基本的な考え方	2
4	計画の期間	2
第3章	子どもの読書活動推進の方策	3
1	家庭における子どもの読書活動の推進	3
(1)	役割	
(2)	現状と課題	
(3)	推進に向けた取組	
2	学校等における子どもの読書活動の推進	4
(1)	役割	
(2)	現状と課題	
(3)	推進に向けた取組	
3	地域における子ども読書活動の推進	7
(1)	役割	
(2)	現状と課題	
(3)	推進に向けた取組	
第4章	子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実	9
1	推進体制の整備	9
2	啓発・広報の推進	9
参考資料		
○	子ども読書活動の推進に関する法律	1 1
○	子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する附帯決議	1 3
○	門川町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	1 4
○	門川町子ども読書活動推進計画策定委員名簿	1 6
○	門川町立図書館統計資料	1 7

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景

子どもの読書活動は、赤ちゃんの頃に本を読んでもらうところから始まります。この時期の読み聞かせによって、子どもは保護者の愛情を感じとることができ、心の健やかな成長を促します。

近年、子どもを取り巻く社会環境は急激に変化しています。インターネットやスマートフォンの情報メディアが急速に発達・普及し、多くの情報が氾濫する中で、家庭環境・生活環境の変化、価値観の多様化、さらには乳幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの読書離れが指摘されています。

子どもにとっての読書活動は、今後生きるための必要な読解力、想像力、思考力、表現力等を育み、心を豊かにし、自己を形成する上で非常に大きな役割を果たしており、家庭や学校、地域が一体となって、読書習慣を身に付けた子ども達を育成していく必要があります。

国は平成13年に子どもの読書活動に関する基本理念を定めた「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、令和5年には「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しています。

宮崎県においては、平成16年に「宮崎県子ども読書活動推進計画」を策定し、平成30年には、子ども読書活動推進計画をその内容に含む「宮崎県生涯読書活動推進計画」を策定し取組を進めています。

門川町では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、令和4年に令和7年度までを計画年度とする「門川町子ども読書活動推進計画（第三次）」を策定し、これら計画に基づき、関係機関とともに子どもの読書活動推進に関する取組を展開し、読書環境づくりに努めてきました。

このたび、第三次の計画期間が満了することに伴い、成果と課題を踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症などにより大きく変化した子どもたちを取り巻く生活様式やスマートフォンやタブレット端末等の急速な普及に伴う、SNS等コミュニケーションツールの多様化などを考慮した「門川町子ども読書活動推進計画（第四次）」を策定するものです。

本町の子どもたちが、海・山・川の恵まれた自然の中で、生涯を通じて、生きる喜び、生きる力を身に付けて自らのものにしていくためにも、引き続き子どもの読書活動の推進に取り組んでいきます。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の目的

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項で、市町村は、国の子ども読書活動推進基本計画及び都道府県の子ども読書活動推進計画を基本とし、子ども読書活動の推進に関する計画を策定することが規定されています。

本計画は、法の理念に基づき、本町のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう配慮しながら、読書の楽しさ、大切さを伝え、子どもがよりよく生きていく力を育てることを目的として策定します。

子どもたちは、読書を通じて、多くの知識を得て、多様な文化等への理解を深めます。また文学作品や自然科学等の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探求心を育むことができます。

子どもの頃の、本を読むことの楽しさ、充実感、満足感を得る体験は、生涯にわたる学習意欲を育むとともに、世代を超えた読書活動の推進の循環が形成されることが期待されます。

### 2 基本方針

本町では、これまでの取組の成果や課題を踏まえるとともに、「宮崎県生涯読書活動推進計画」の施策の柱を考慮し、以下の4つの柱に沿って子どもの読書活動の推進に取り組むこととします。

- (1) 家庭における子どもの読書活動の推進
- (2) 学校等における子どもの読書活動の推進
- (3) 地域における子どもの読書活動の推進
- (4) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

### 3 基本的な考え方

子どもたちが本を読む楽しさやわくわく感を味わい、本を読むことで自分の世界や知識が広がることを支援し、「乳幼児」「小学生」「中学生」の各ライフステージに応じたきめ細やかな施策を講じるとともに、「家庭」「学校等」「地域」がそれぞれ役割を分担し、連携・協働して目指す姿を実現していきます。

また、子どもが日常的に本と出合う場である町立図書館や学校図書館における読書環境の整備・充実に努めていきます。

### 4 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、必要に応じて見直しを行います。

## 第3章 子どもの読書活動推進の方策

### 1 家庭における子どもの読書活動の推進

#### (1) 役割

家庭は、子どもが基本的な生活習慣を身に付け、社会生活を営んでいくための能力をはぐくむ最も身近な生活の場であるとともに、子どもが初めて本と出会う場でもあります。そこで、乳幼児期からの読み聞かせや、家族で一緒に本を読む時間を作ったり、日常生活の中で自然と本に触れることができるような環境をつくることが望まれます。

#### (2) 現状と課題

インターネットやスマートフォンの情報メディアが急速に発達・普及し、多くの情報が氾濫する中で、家庭環境・生活環境が変化し、価値観が多様化してきています。

多くの保護者が乳幼児期の読み聞かせや家庭での読書の時間の重要性を理解しながら、核家族化や就労形態の変化などで、親子で読書に親しむ機会が十分でない状況が見られます。

令和6年度「みやざきの教育に関する調査」では、家庭で本を読んだり、読み聞かせをしたり、読んだ本を話題にしたりする家庭が約55%ある一方、ほとんどない、まったくない家庭が約43%となっています。

このような中、本町では平成21年度よりブックスタート<sup>※1</sup>を実施し、乳児健診時に乳児とその保護者に、元保育士の母子保健推進員と図書館司書による読み聞かせを行うとともに絵本2冊を含むブックスタート・パックを贈り、読書に親しむ環境づくりを進めています。

#### (3) 推進に向けた取組

○ブックスタート事業や家庭教育学級などを通して、読み聞かせや読書の大切さについて保護者の理解が得られるよう啓発に努めます。また、乳児健診時に町立図書館が導入した「読書の通帳」のPRを行い、読み聞かせの記録を残すことにより絵本を手にする機会の増加を促します。

○保護者を対象とした読書に関する講座の開催を促進します。

○図書館や子育て人づくりセンター（ひだまりハウス）、子育て支援センターにおいて行われる読み聞かせなど、親子が本に触れ合う機会を提供することにより、読み聞かせの楽しさや読書の重要性についての理解の促進を図ります。

○家庭読書の取組が「よくある」と「ほとんどない」の二極化の傾向（宮崎県生涯読書活動推進計画より）にあることから、家庭における読書啓発や読書習慣づくりに取り組みます。

※1 ブックスタート：赤ちゃんとその保護者に、乳児健診の機会を活用した親子への読み聞かせを行い、絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを贈呈し、絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動。門川町では平成21年度より実施している。

## 2 学校等における子どもの読書活動の推進

### (1) 役割

#### ①認定こども園・保育所（園）

乳幼児期は、情緒や言葉の発達がめざましく、表現力も豊かになる大切な時期です。町内に7園ある認定こども園・保育所（園）では、乳幼児が絵本等を好きになるように、絵本の読み聞かせなどの活動を積極的に行い、本に親しむ機会を設けるなどの役割があります。

子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培うのが認定こども園等です。もの考える力や友達とコミュニケーションする力が育ち、絵本を楽しめるようになってきます。生活体験や遊び体験を土台に自ら絵本の世界に入り、豊かな感性が育まれます。認定こども園等での読書体験が家庭での読書に広がるのが期待されます。

また、保護者に対しては、読み聞かせの大切さを啓発することが重要です。

#### ②小学校

小学校においては、子どもの発達の段階に応じた適切な指導により、子どもの読書に親しむ態度を育成するとともに、読書習慣の形成が図られるよう努める役割があります。そのためには、小学校では司書教諭や図書主任、学校図書館支援員の連携のもと学校図書館の機能を有効に活用することで、児童の自主的・自発的な読書活動の充実を図ることが重要です。

学校図書館は児童の一番身近にあって活用できる場所です。児童の主体的な学習を支え、また自由な読書を保障する機関としてますます重要性を増しています。

#### ③中学校

生涯を通じて読書に親しむ習慣を身に付けるために、児童と成人の中間に位置する年齢層である中学生に対して継続的に読書活動の支援を行い、家庭や地域社会との連携を図ることが必要です。学校図書館は生徒に一番身近にあって活用できる場所です。生徒が自ら本を手取る気持ちになるような工夫や、読書が好きになってもらう取組が必要です。

### (2) 現状と課題

#### ①認定こども園・保育所（園）

○認定こども園・保育所（園）では、絵本コーナーを設置したり、町立図書館の団体貸出を利用し、子どもがいつでも絵本に親しめる環境づくりに努めています。また、それぞれの園では、日々の活動の中で保育士や教員による読み聞かせやお話し会、紙芝居等を行っています。

○インターネットやスマートフォンの情報メディアが急速に発達・普及している中で、保護者への読書活動の必要性についての情報発信の在り方が課題となっています。

## ②小学校

- 小学校では、朝の時間や昼休みを活用した読書活動を推進しています。  
また、学校図書館支援員の派遣により、各学校図書館での図書分類指導や児童が利用しやすい環境整備に関する助言、児童への読み聞かせ等を行い、読書活動の推進と学校図書館の有効活用を促進しています。
- 小学校では、司書教諭や図書主任を中心に学校図書館の運営や読書指導を行っています。また、保護者による読み聞かせボランティアが各学校で積極的に活動していますが、それぞれの連携、体制の構築やスキルアップを図る研修が必要です。
- 学校図書館イベントとして「しおりコンテスト」、児童による選書、教職員による読み聞かせ、図書委員によるポップ作成、特別支援学級への読み聞かせに「親子読書」を取り入れている小学校もあります。
- 今後、更なる読書活動の推進を図るため、学校図書館支援員と町立図書館との連携が必要です。

## ③中学校

- ボランティアと学校図書館支援員による読み聞かせ活動を各学年、年1回行っています。また、放送やポスターによる本の紹介、ポップコンテスト等も行っています。
- 学校図書館支援員の派遣により、学校図書館での図書分類指導や生徒が利用しやすい環境整備に関する助言を行い、読書活動の推進と学校図書館の有効活用を促進しています。今後、更なる読書活動の推進を図るため、学校図書館支援員と町立図書館との連携、図書委員会の活動の活性化が必要です。

## (3) 推進に向けた取組

### ①認定こども園・保育所（園）

- 認定こども園・保育所（園）では、乳幼児期から絵本に親しめるよう図書コーナーを設けています。各園の保育士や教員が、子どもの発達段階や実態に応じた絵本を選書し、読み聞かせなどを行うことができるよう支援し、不読率の低減に努めます。
- 各園・家庭・地域・町立図書館が連携し、子どもに絵本に親しむ機会を与えるよう積極的に取り組みます。保護者へは乳幼児期の読書の重要性の理解を進めるための啓発に取り組みます。

### ②小学校

- 小学校では、読書活動を効果的に推進していくために、図書の管理のための電子化を行っていますが、さらに児童が自分で必要な図書を手に取ることができるようにわかりやすく分類したり、関連図書コーナーを設けたりするなど司書教諭や図書主任を中心に、学校図書館支援員や町立図書館と連携を図ることや、小中学校図書主任会での学校間の意見交換を活用することで児童

の読書環境の充実に取り組みます。

- 時間を短縮したビブリオバトル<sup>※2</sup>など、児童が主体となって実施する活動を支援します。
- 町は、保護者読み聞かせボランティアのスキルアップのための講座を開催するなど取組を支援します。
- 「門川の子どもたちに読ませたい図書 100 冊Ⅰ」「門川の子どもたちに読ませたい図書 100 冊Ⅱ」を活用した図書の紹介や読書への意欲を高めるための取組を推進します。
- 学校図書館の機能を有効に活用し、児童の自主的・自発的な学習活動の促進や読書活動の充実に努めます。
- 読書が好きな児童には、さらに好きになるような取組を継続して実施し、好きでない児童が興味をもつような取組を実施します。
- 読書感想文コンクール入選作品を校内放送で紹介するよう取り組みます。

### ③中学校

- 中学校では、読書活動を効果的に推進していくために、学校図書館図書運営計画の整備に取り組みます。
- 中学校では、「門川の子どもたちに読ませたい図書 100 冊Ⅰ」「門川の子どもたちに読ませたい図書 100 冊Ⅱ」を活用した図書の紹介や読書への意欲を高めるための取組を推進します。
- 学校図書館支援員が小・中学校 4 校を巡回し読書環境の整備に努めています。が、中学校では教科や総合的な学習の時間においても、学校図書館が十分に活用されるよう努めます。
- 読書が好きな生徒には更に好きになるような取組を継続して実施し、好きでない生徒が興味をもつような取組を実施します。
- 1 か月間に 1 冊も本を読まないいわゆる不読率は、小学校、中学校と学校段階が上がるにしたがって高くなる状況にあるため、中学校の読書啓発や読書習慣づくりを支援します。
- ビブリオバトルなど生徒が主体となって実施する活動を支援します。
- 読書感想文コンクール入選作品を校内放送で紹介するよう取り組みます。

---

※2 ビブリオバトル：参加者が自分の好きな本を 5 分で紹介し、他の参加者が最も読みたくなった本に投票するゲーム

### 3 地域における子どもの読書活動の推進

#### (1) 役割

##### ①町立図書館

町立図書館は、子どもが本と出会い親しむことのできる場であり、子ども読書活動の中核施設としての役割があります。

##### ②読み聞かせボランティア・民間団体等

読み聞かせや図書館支援活動を行うボランティアや民間団体等には、子どもが読書に親しむさまざまな機会を提供していく役割が期待されています。

#### (2) 現状と課題

##### ①町立図書館

町立図書館は平成14年に開館し、令和8年に開館24年目を迎えます。図書資料数については、令和7年3月末において106,854冊、貸出冊数は令和6年度が37,825冊となっています。

町立図書館では、毎月、町広報誌に図書館だよりを掲載し、図書館ホームページにおいても最新の図書館情報を発信しています。

令和6年度にはシステムの更新を行い、令和7年度4月より町立図書館で借りた本などの、借りた日や書名、著者名を印刷して記録に残す「読書の通帳」機能を導入しました。子どもたちが図書館を訪れ、本を手にする機会が多くなることが期待されます。

また、町村立図書館では全国初となるAI（人工知能）を活用した蔵書探索機能も導入しました。読みたい本が決まっていなくても、自由なイメージで言葉を入力すると、AI（人工知能）がいろいろな本を紹介してくれます。この機能を使って様々なジャンルの本を手にするのが期待されます。

特にヤングアダルト<sup>※3</sup>の年代への周知を図ることが必要です。

また、県立図書館や近隣市町村図書館とのネットワークを構築し、情報の共有をはじめ広く読書推進活動を展開しています。

図書館に来館する子どもたちを増やすため、所蔵するビデオを活用し、季節のイベント毎にシアターを開催しています。

町立図書館では、利用促進や読書の普及などを推進していくにあたり、その活動の協力・手助けをしていただくために年度更新の図書館ボランティアの募集を行っています。ボランティアの内容は1) 主として読み聞かせ活動、2) 主として環境整備活動（花壇の手入れ等）となっています。

##### ②読み聞かせボランティア・民間団体等

教育委員会や町立図書館が主催するブックスタートやお話し会の開催には、ボランティア・民間の方の協力が、保護者に対する助言や子どもの読書に親しむ環境づくりに大きく寄与しています。

### (3) 推進に向けた取組

#### ①町立図書館

##### ○児童図書の本質・量の充実

子どもの読書環境の整備として大切なことは、基本的には蔵書の充実です。蔵書総数の確保だけでなく、バランスのとれた蔵書構成も重要ですので、年代に応じた選書を行い、活用しやすい取組に努めます。

##### ○読書環境の整備

誰もが利用しやすく魅力ある読書環境を整備するため、分かりやすい書架の配置や図書館や読書に関する情報（子どもの年齢に応じたブックリスト等）の提供に努めます。また、「読書の通帳」機能の有効な活用や、AI（人工知能）を活用した蔵書探索機能の紹介により、楽しみながら読書する機会を増やすとともに図書館を訪れるきっかけとなるよう取り組みます。

また、乳幼児から絵本に親しむきっかけとなるブックスタート事業や、お話し会、こどもシアター、定例おはなし会（月2回）、パネル展の開催、図書館まつり、ブックリサイクルなどの事業の充実を図ります。

さらに、町教育委員会との共催により読書感想文コンクールを実施し、読書の推進に努めます。

##### ○学校等との連携

町立図書館を利用した児童の調べ学習の実施や団体貸出は、町立図書館と学校等とが連携して行う読書活動であるという認識のもと、その活動がスムーズに行えるよう学校等との連携に努めます。

また、ビブリオバトルなど児童生徒が主体となって実施する活動を学校と連携を図りながら取り組みます。

町内小中学校の教員を対象に、町立図書館の利用方法や、読書の通帳、AI蔵書探索機能などについての研修を実施します。

##### ○図書館職員の資質の向上

町立図書館に従事する図書館職員は、読書活動をより推進するため、子どもの読書活動に関する専門的な知識や技術の習得を目標とする県立図書館や県公図連県北支部が開催する研修会等に積極的に参加し、それぞれの資質の向上に努めます。

##### ○多様な子どもたちの読書機会の確保

視覚や聴覚に障がいがある子どものために、コミュニケーションボードや拡大鏡、大活字本、LLブックなどを設置しています。今後、障がいのある子ども、支援を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境の整備に努めます。

##### ○情報発信

町広報誌「図書館だより」コーナーの充実、図書館ホームページの積極的な活用を図ります。

## ②読み聞かせボランティア・民間団体等

子どもは大人が与える読書環境をそのまま受け入れるため、子どもたちへの読み聞かせ等の対応が重要です。町立図書館を中心に、ボランティア団体や関係機関との情報交換やさまざまな分野についての検討と取組を推進します。

---

※3 ヤングアダルト：中学生・高校生などティーン・エイジャー、すなわち児童と成人の中間に位置する年齢層。

## 第4章 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

### 1 推進体制の整備

- 本計画の実施状況を定期的に把握し、門川町図書館協議会等関係機関との協議を行うとともに、進捗状況を検討・評価し、必要に応じて見直しを行うなど、さらなる施策の推進を図ります。
- 町立図書館は、子どもへのサービスとして、認定こども園・保育所（園）・小学校・中学校等に向けた団体貸出や情報提供を行い、子どもの頃から読書に親しむ環境整備に努めます。  
また、「読書の通帳」機能や「AI探索」機能を積極的に紹介する体制を整備し、図書館の利用促進及び読書量の増加を図ります。
- 町内小・中学校に通う児童・生徒を対象に読書感想文コンクールを教育委員会・町立図書館が実施することで、本を読むきっかけとしてもらい、読書の感動を文章で表現することで、伝える力を育むことを推進します。

### 2 啓発・広報の推進

- 町や学校等の関係機関において、町立図書館ホームページや町広報誌で、子どもの読書活動推進に関するさまざまな情報発信に努めます。
- 「子ども読書の日」<sup>※4</sup>、春の「こどもの読書週間」<sup>※5</sup>、秋の「読書週間」<sup>※6</sup>に合わせ町立図書館で実施する「図書館まつり」「こどもシアター」をはじめとした読書活動推進の取組の充実を図り、読書の楽しさや大切さを伝えます。

---

※4 「子ども読書の日」：4月23日 平成13年「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって制定された。

※5 春の「こども読書週間」：4月23日から5月12日までの期間。昭和34年に始まり、平成12年「子ども読書年」を機に、現在の3週間に期間が延長された。

※6 秋の「読書週間」：終戦の2年後の昭和22年、「読書の力によって、平和な文化国家を創ろう」と、第1回「読書週間」が開かれた。翌年からは10月27日から11月9日になった。

## 参 考 資 料

○子ども読書活動の推進に関する法律	1 1
○子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する附帯決議	1 3
○門川町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	1 4
○門川町子ども読書活動推進計画策定委員名簿	1 6
○門川町立図書館統計資料	1 7～2 2

## 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日 法律第154号)

### (目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### (国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### (保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### (関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子どもの読書活動推進基本計画)

- 第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
  - 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進基本計画等)

- 第 9 条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子ども読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
  - 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
  - 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第 10 条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、4 月 23 日とする。
  - 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

- 第 11 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する附帯決議

(衆議院文部科学委員会における附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

## 門川町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、門川町子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するにあたり、必要な事項を協議するため、門川町子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、推進計画の策定に関し、次に掲げる事項について検討し、その結果を門川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

- (1) 子どもの読書活動に係る調査研究に関すること。
- (2) 推進計画の原案作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、推進計画の策定に関し必要な事項。

### (組織)

第2条 委員会は10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町内の小学校及び中学校の代表
- (3) 幼児教育関係者
- (4) 図書館協議会代表
- (5) 行政関係職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第3条 委員の任期は推進計画策定完了までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は必要に応じ委員長が招集する。ただし第1回目は、教育長が招集する。

2 委員長は会議の議長となり、会務を総理する。

3 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び旅費)

第6条 委員が会議に出席した場合、門川町報償費の支給に関する規則に基づく報酬を支給する。

2 会議に出席する委員のうち、対象者に対して門川町の非常勤の特別職の職員の報酬等に関する条例の例により、旅費相当額を支給する。

(関係職員の出席)

第7条 委員長は、会議において関係職員の説明及び資料の提出を求めることができる。

2 関係職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

門川町子ども読書活動推進計画策定委員名簿

(順不同・敬称略)

役職	氏名	所属等
委員長	鈴木 重徳	草川小学校校長(町校長会図書館教育担当)
副委員長	黒木 真	図書館協議会会長
委員	岩田 千種	図書館協議会副会長(町子育連顧問)
委員	永瀬 優子	町PTA協議会代表
委員	後藤 真理子	門川中学校常勤講師(学校図書館教育担当)
委員	堀川 真由美	平城保育所主任保育士
委員	黒木 季世	学校図書館支援員
委員	黒木 里咲	門川図書館振興会司書
委員	椿原 悟	門川町立図書館長(教育課長)
委員	黒木 徹郎	教育課課長補佐

# 門川町立図書館統計資料

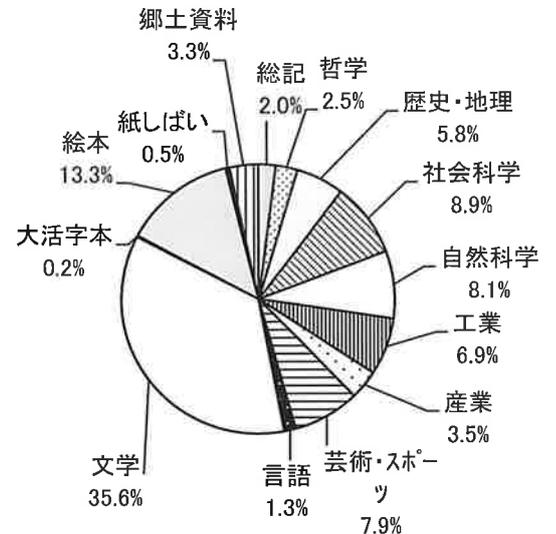
## (1) 所蔵資料

### ① 図書(分類別資料数)

(令和7年3月31日現在)

	一般	児童	合計	構成比(%)
総記	1,486	497	1,983	2.0
哲学	2,170	334	2,504	2.5
歴史・地理	4,310	1,387	5,697	5.8
社会科学	7,312	1,506	8,818	8.9
自然科学	5,145	2,876	8,021	8.1
工業	5,718	1,104	6,822	6.9
産業	2,630	836	3,466	3.5
芸術・スポーツ	6,463	1,390	7,853	7.9
言語	897	389	1,286	1.3
文学	24,993	10,212	35,205	35.6
大活字本	201	0	201	0.2
絵本	0	13,179	13,179	13.3
紙しばい	0	449	449	0.5
郷土資料	3,051	258	3,309	3.3
図書合計	64,376	34,417	98,793	100.0

分類別図書構成比



### ② 雑誌

雑誌合計	6,034
------	-------

### ③ 新聞

新聞	6種
----	----

### ④ 視聴覚

ビデオ	514
DVD	933
CD	580
AV合計	2,027

### ⑤ 総計

総合計	106,854
-----	---------

## (2) 受入資料

### ① 資料受入状況推移

(冊)

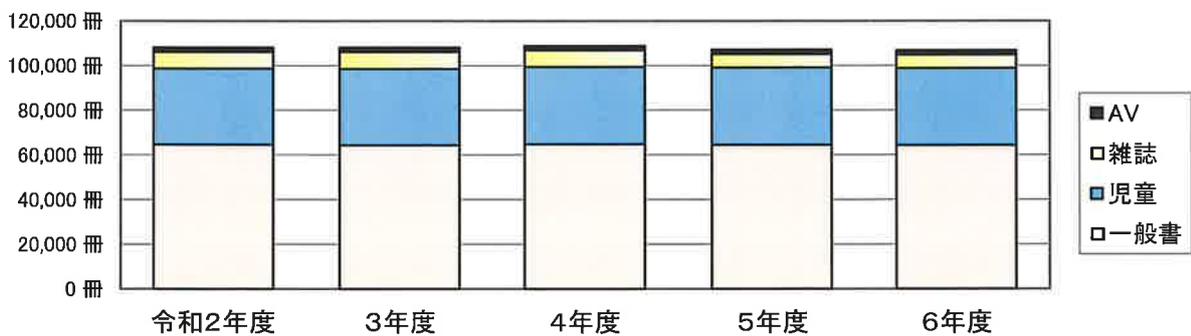
	令和2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
	購入	寄贈								
一般書	1,184	428	1,104	512	1,180	280	1,242	253	1,122	128
児童	626	108	658	119	747	112	783	76	766	86
雑誌	923	77	906	53	914	51	870	45	861	49
AV	26	15	20	31	21	4	14	13	18	2
計	2,759	628	2,688	715	2,862	447	2,909	387	2,767	265
	3,387		3,403		3,309		3,296		3,032	

### ② 資料数の推移

(冊)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
一般書	64,669	64,323	64,877	64,496	64,376
児童	34,102	34,251	34,493	34,575	34,417
雑誌	7,417	7,643	7,434	6,047	6,034
AV	1,936	1,992	1,998	2,023	2,027
計	108,124	108,209	108,802	107,141	106,854

### 資料数の推移



### ③ 購入資料費の推移

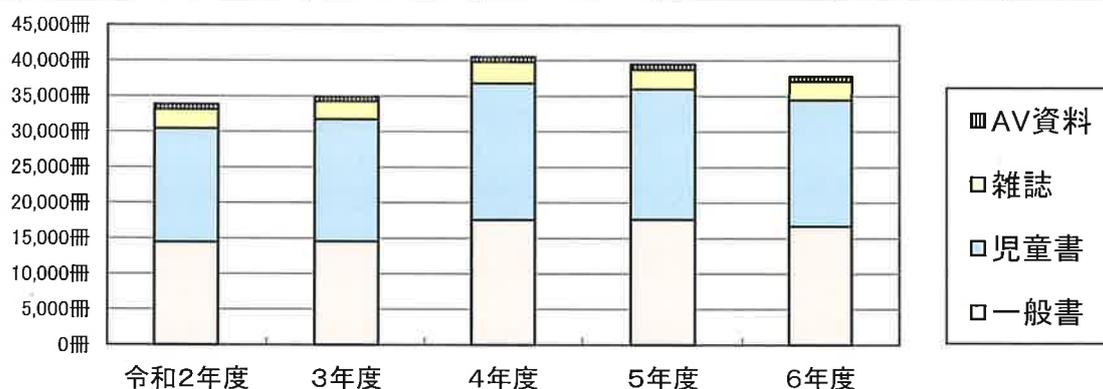
(千円)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
資料費	4,694	5,076	4,539	4,684	4,803

### (3) 貸出状況

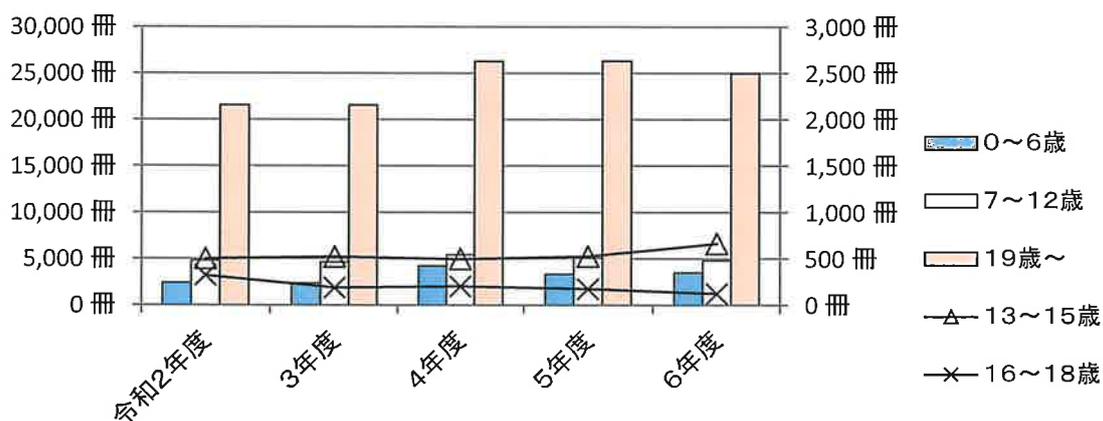
#### ① 分類別貸出冊数推移

区	分	単位	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
貸出冊数	一般書	冊	14,458	14,519	17,602	17,642	16,668
	児童書	冊	15,972	17,174	19,188	18,342	17,790
	雑誌	冊	2,693	2,512	2,990	2,708	2,637
	AV資料	冊	692	712	708	783	730
	合計	冊	33,815	34,917	40,488	39,475	37,825
	内 団体貸出	冊	4,267	5,702	3,906	4,118	3,768
	内 移動図書館	冊	0	0	0	0	0



#### ② 年齢区分別貸出冊数推移(団体貸出数を除く)

区分	単位	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
0～6歳	冊	2,382	2,347	4,216	3,295	3,489
7～12歳	冊	4,777	4,604	5,398	5,070	4,805
13～15歳	冊	500	522	496	523	662
16～18歳	冊	320	188	201	172	122
19歳～	冊	21,569	21,554	26,271	26,297	24,979
合計	冊	29,548	29,215	36,582	35,357	34,057



## (4) 利用登録状況

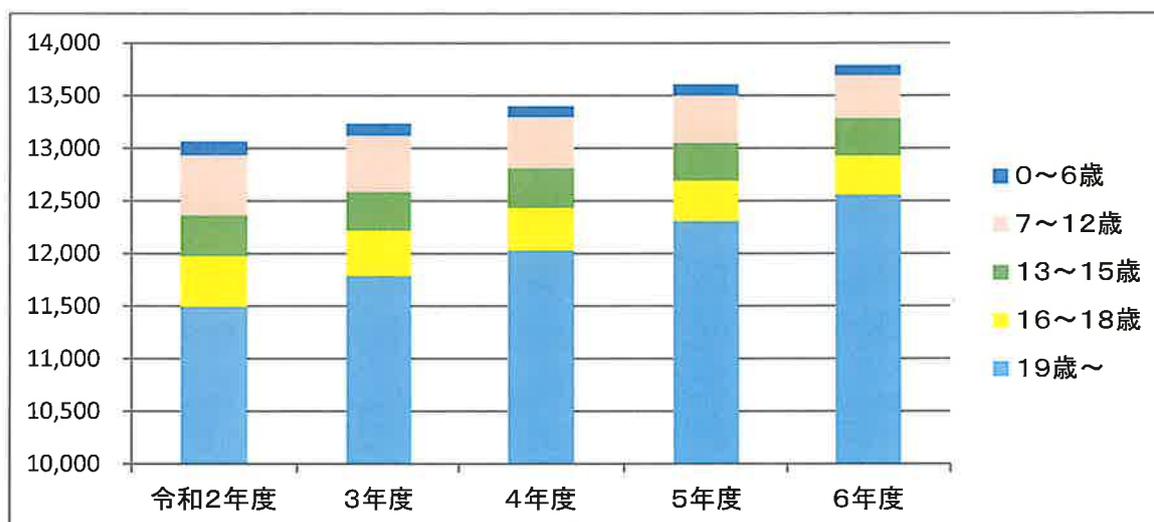
### ① 登録者数

区分	単位	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
個人登録者数	人	13,063	13,234	13,399	13,604	13,787
内町内登録者数	人	12,260	12,426	12,590	12,786	12,961
(町民人口)	人	(17,273)	(16,995)	(16,811)	(16,588)	(16,442)
町内登録率	%	71.0	73.1	74.9	77.1	78.8
団体登録数	団体	209	214	216	218	218
貸出利用実人数	人	1,317	1,428	1,426	1,468	1,446

### ② 年齢区分別登録者数

区分	単位	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
0～6歳	人	130	116	106	107	98
7～12歳	人	574	538	487	451	409
13～15歳	人	386	362	373	354	353
16～18歳	人	481	434	407	391	371
19歳～	人	11,492	11,784	12,026	12,301	12,555
全登録者数	人	13,063	13,234	13,399	13,604	13,786

年齢区分別登録者数



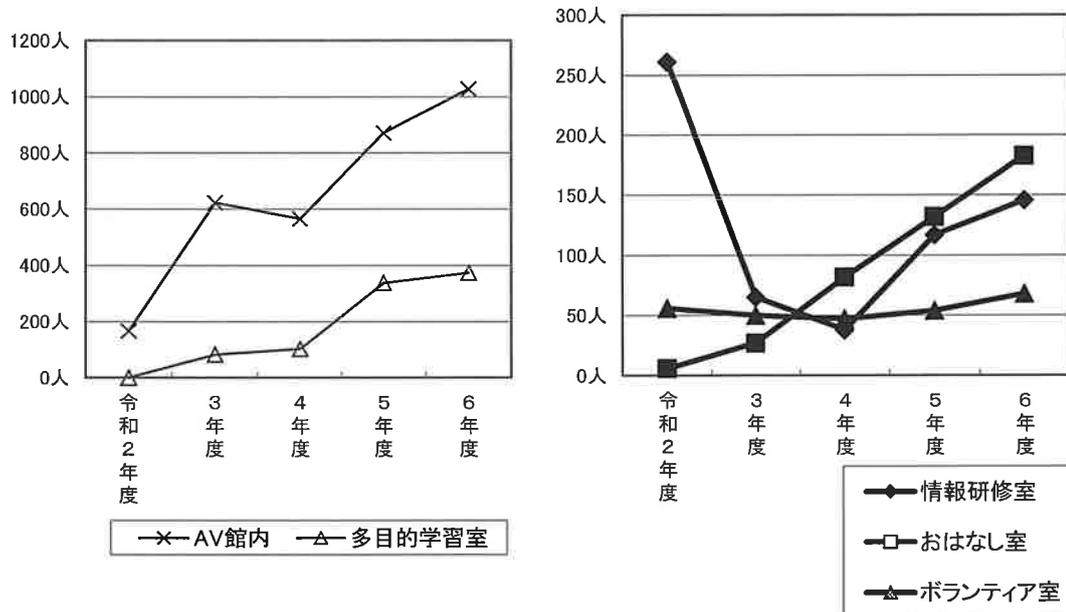
### (5)レファレンス・リクエスト・予約・相互貸借数

区 分		単位	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
レファレンス		件	258	376	496	487	687
リクエスト		冊	83	77	121	130	127
予 約		件	816	596	570	677	663
相互 貸借	借り受け	冊	61	67	98	128	125
	貸し出し	冊	176	106	133	115	140

### (6)館内施設利用者数

区 分		単位	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
利用 者数	AV 館 内	人	166	624	567	872	1,028
	多目的学習室	人	0	83	103	338	374
	情報研修室	人	261	65	38	117	146
	おはなし室	人	6	27	82	132	183
	ボランティア室	人	56	50	47	54	68

館内施設利用者数



## (7) 町民一人当たりのサービス

区 分		単位	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
蔵書冊数	総数	冊	108,124	108,209	108,802	107,141	106,854
	町民一人当たり	冊	6.26	6.37	6.47	6.46	6.50
貸出冊数	総数	冊	33,815	34,917	40,488	39,475	37,825
	町民一人当たり	冊	1.96	2.05	2.41	2.38	2.30
購入資料費	総数	円	4,694,000	5,076,000	4,539,000	4,684,000	4,803,000
	町民一人当たり	円	271.75	298.68	270.00	282.37	292.12
門川町人口		人	17,273	16,995	16,811	16,588	16,442

(8) 令和6年度 門川町立図書館利用（月別）実績報告書

月	開館日数 日	来館者数 人	来館者 日平均 人	貸出 利用者数 人	貸出冊数 冊	利用者カード 登録者数 人	館内A V 利用者数 人	多目的学習 室利用者数 人	情報研修室 利用者数 人	おはなし室 利用者数 人	ボランティア 室利用者数 人	資料総数 冊
4	24	2,502	104	880	3,284	15	61	5	15	36	0	107,329
5	26	2,779	106	931	3,482	11	78	55	2	6	5	107,405
6	25	3,210	128	988	3,604	15	117	18	2	18	0	107,493
7	25	3,565	142	1,117	4,047	28	169	0	11	38	23	107,570
8	24	3,067	127	909	3,393	23	120	20	0	26	0	107,550
9	24	3,110	129	874	3,218	13	99	44	2	6	12	106,788
10	26	3,161	121	908	3,375	7	72	149	2	17	4	107,014
11	25	2,620	104	818	3,109	5	86	48	55	13	13	107,029
12	22	1,957	89	746	2,818	9	58	16	2	6	7	106,876
1	23	2,299	100	770	2,952	2	68	6	6	6	0	106,800
2	23	2,679	116	960	3,653	7	84	5	15	11	4	106,718
3	6	764	127	220	890	0	16	8	34	0	0	106,854
合計	273	31,713	113	10,121	37,825	135	1,028	374	146	183	68	